

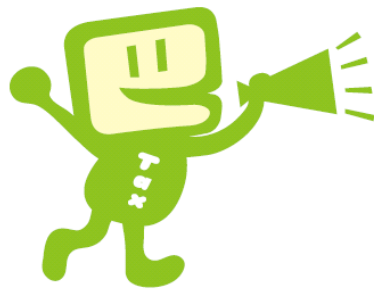
国税広報参考資料

令和元年11月用

- 「税を考える週間」くらしを支える税
- 所得税及び復興特別所得税の予定納税（第2期分）の納税をお忘れなく
- 消費税の届出はお済みですか？

社会保障・税番号制度〈マイナンバー〉

申告書や申請書等には、マイナンバーの記載が必要です！



国税庁 e-Tax マイナンバー
イータ君



マイナンバーキャラクター
マイナちゃん

テ — マ 「税を考える週間」暮らしを支える税

～「税を考える週間」とは～

令和元年 11 月 11 日(月)～17 日(日)

国税庁では、国民の皆様には租税の意義や役割、税務行政に対する知識と理解を深めていただくため、1 年を通じて租税に関する啓発活動を行っていますが、毎年 11 月 11 日から 17 日を「税を考える週間」として、集中的に様々な広報広聴施策を実施しています。

1 国税庁ホームページによる広報

「税を考える週間」の実施に合わせて、国税庁ホームページ内に「暮らしを支える税」をテーマとした特設ページを設け、国税庁の各種取組についてご紹介します。

- ・ 国税庁の取組などを分かりやすく最新のデータで紹介します。
- ・ 調査や徴収などの業務をドラマ仕立てで紹介します。
- ・ 国税庁レポートなど、国税庁の 1 年間の活動やその年のトピックについて、統計資料などを交えながら説明しています。

2 SNS を利用した広報

「税を考える週間」の実施に合わせて、YouTube の国税庁動画チャンネルや国税庁ホームページのインターネット番組「Web-TAX-TV」の新着情報などの各種情報をツイッターにおいて発信します。

3 講演会の実施や関係民間団体等との

社会人、大学生や専修学校生等を対象とした講演会や説明会を実施します。また、関係民間団体・地方公共団体等と連携して、各種イベントを全国各地で実施します。

消費税の軽減税率制度に関する国税庁の取組

国税庁においては、消費税の軽減税率制度に対応するために、関係民間団体等とも連携・協調を図りながら、効果的な周知・広報を実施します。

- ・ 主に事業者の皆様を対象とした軽減税率制度の説明会（「区分経理（記帳）」から「消費税申告書の作成」までの基本的な流れなど）を実施しています。
- ・ 軽減税率制度に関する相談を消費税軽減税率電話相談センター（軽減コールセンター）で受け付けています。

詳しくは、国税庁ホームページの「軽減税率制度に関する特設サイト」

(www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/index.htm) をご覧ください。

ICT を利用した申告・納税手続、社会保障・税番号制度への国税庁の取組**○ e-Tax（ICT を利用した申告・納税手続）**

個人納税者については、令和 2 年 1 月以降、スマートフォン等専用画面の利用可能対象範囲が拡大し、e-Tax 利用がより便利になります。詳しくは、国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）をご覧ください。

○ 社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）

社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）の一層の普及・定着に向けて、マイナンバーカードの普及促進やマイナンバーカードを活用した利便性向上施策などについて、関係省庁や関係民間団体等と連携・協調を図るとともに、国税庁ホームページ等を通じた周知・広報に積極的に取り組んでいます。

詳しくは、国税庁ホームページの「社会保障・税番号制度〈マイナンバー〉について」

(www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/mynumberinfo/index.htm) をご覧ください。

テ — マ 所得税及び復興特別所得税の予定納税（第 2 期分）の納税をお忘れなく

所得税及び復興特別所得税の予定納税（第 2 期分）

納 期 令和元年 11 月 1 日（金）～12 月 2 日（月）

（注 1）土・日・祝日は、金融機関及び税務署の窓口での納付はできませんので、ご注意ください。

（注 2）災害等により、予定納税額の納期限が延長された場合は異なります。詳しくは、税務署にお尋ねください。

予定納税とは

前年分の所得金額や税額などを基に計算した予定納税基準額が 15 万円以上となる場合には、原則、この予定納税基準額の 3 分の 1 相当額をそれぞれ 7 月（第 1 期分）と 11 月（第 2 期分）に納めることとなっています。この制度を「予定納税」といいます。

納税する額

予定納税が必要な方には、6 月中旬に税務署から「令和元年分所得税及び復興特別所得税の予定納税額の通知書」が送付されています。この通知書に記載された第 2 期分の金額が納税する額です。

予定納税の減額申請

廃業、休業又は業況不振などの理由により、令和元年 10 月 31 日（木）の現況による令和元年分の「申告納税見積額（年間所得や所得控除などを見積もって計算した税額）」が、税務署から通知されている「予定納税基準額」よりも少なくなると見込まれる場合等は、予定納税の減額申請をすることができます。

第 2 期分の予定納税の減額申請をする場合は、令和元年 11 月 15 日（金）までに「予定納税額の減額申請書」（※）に必要事項を記載した上、所轄税務署に提出してください。

なお、税務署では、その申請について承認、一部承認又は却下のいずれかを決定し、その結果を書面でお知らせします。

※ 「予定納税額の減額申請書」は、国税庁ホームページに掲載しているほか、税務署窓口にも用意しています。

予定納税額の納付

振替納税を利用している方	納期の最終日（令和元年 12 月 2 日（月））に指定の金融機関の預貯金口座から自動的に引き落とされます。納期の最終日の前日までに預貯金残高をご確認ください。 なお、振替納税に係る領収証書は発行されませんので、ご注意ください。
その他の方	納期の最終日までに金融機関又は所轄税務署の窓口で納付してください（納付に当たっては、電子納税もご利用いただけます。詳しくは、e-Tax ホームページ（ www.e-tax.nta.go.jp ）をご覧ください。また、インターネットを利用して専用の Web 画面からクレジットカードにより納付することもできます。詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください。）。 なお、第 2 期分の納付金額が 30 万円以下の場合には、送付されたバーコード付納付書を使用して、コンビニエンスストアで納付することができます。

※ 納付には便利な振替納税をご利用ください。

テ マ 消費税の届出はお済みですか？

消費税の届出はお済みですか？

新たに課税事業者となる方

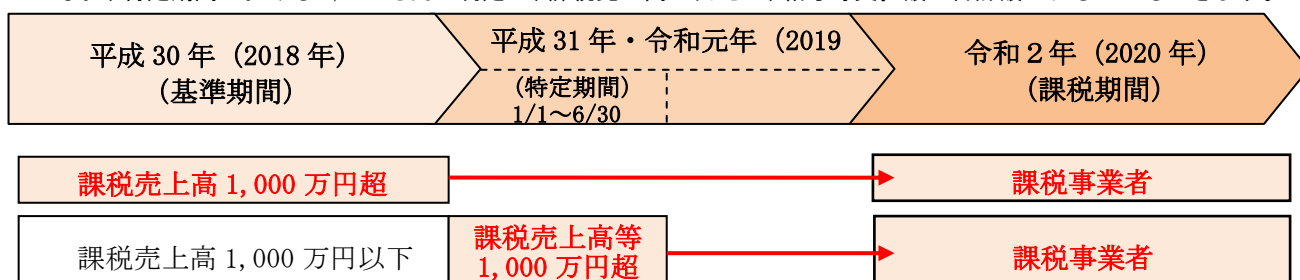
個人事業者の方で、新たに課税事業者（消費税の申告・納付が必要な方）となる場合には、納税地の所轄税務署長に「**消費税課税事業者届出書（基準期間用）**」を提出する必要があります。

令和2年分（2020年分）において課税事業者となる方

平成30年分（2018年分）（基準期間）の課税売上高が1,000万円を超えている場合には、令和2年分（2020年分）は消費税の課税事業者に該当します。

※ 平成30年分（2018年分）（基準期間）の課税売上高が1,000万円以下であっても、平成31年（2019年）1月1日から令和元年（2019年）6月30日までの期間（特定期間）の課税売上高が1,000万円を超えている場合には、令和2年分（2020年分）は消費税の課税事業者に該当します。この場合、納税地の所轄税務署長に「**消費税課税事業者届出書（特定期間用）**」を提出する必要があります。

なお、特定期間における1,000万円の判定は、課税売上高に代えて、給与等支払額の合計額によることもできます。



簡易課税制度の選択

平成30年分（2018年分）（基準期間）における課税売上高が5,000万円以下の方は、簡易課税制度を選択することができます。

令和2年分（2020年分）から簡易課税制度を適用して申告する方は、**令和元年（2019年）12月31日までに、納税地の所轄税務署長に「消費税簡易課税制度選択届出書」**を提出する必要があります。

※ 軽減税率制度の実施に伴い、令和元年（2019年）10月1日から令和2年（2020年）9月30日までの日の属する課税期間において、課税仕入れ等（税込み）を税率ごとに区分して合計することにつき困難な事情がある事業者の方が、当該課税期間の末日までにこの届出書を提出したときは、経過措置として、届出書を提出した日の属する課税期間から簡易課税制度の適用を受けることができます。

簡易課税制度とは

課税期間における課税売上げに係る消費税額に、事業区分に応じた「みなし仕入率」を掛けて計算した金額を課税仕入れ等に係る消費税額とみなして、納付する消費税額を計算する制度です。

※ 簡易課税制度を選択された方は、事業を廃止した場合を除き、2年間継続した後でなければ選択をやめることはできません。

なお、選択をやめる場合には、やめようとする課税期間の開始の日の前日までに、納税地の所轄税務署長に「消費税簡易課税制度選択不適用届出書」を提出する必要があります。

注意事項

- 課税事業者の方は、消費税法に基づく帳簿の記載が必要です。
- 一般課税で申告される方（簡易課税制度の適用を受けない方）が仕入税額控除を適用するためには、これまででも課税仕入れ等の事実を記録した帳簿及び請求書等の保存が要件とされていましたが、令和元年（2019年）10月1日以降は、区分経理（取引等を税率ごとに区分して記帳するなどの経理）に対応した帳簿及び請求書等（区分記載請求書等）の保存が要件となります。
- 区分経理を行うことが困難な中小事業者（平成30年分（2018年分）（基準期間）における課税売上高が5,000万円以下の事業者）の方には、経過措置として、売上税額や仕入税額の計算の特例が設けられ

※ 消費税の届出や、帳簿の記載方法等について詳しくお知りになりたい方は、国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）をご覧ください。電話相談センターをご利用ください。電話相談センターのご利用は、所轄税務署へお電話いただき、自動音声にしたがって番号「1」番を選択してください。

※ 「消費税課税事業者届出書」や「消費税簡易課税制度選択届出書」等の各種届出書はe-Taxでも提出できます。詳しい手続については、e-Taxホームページ（www.e-tax.nta.go.jp）でご確認ください。